

○分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針
(平成十二年労働省告示第百二十七号)

改	正	後	現	行
第2 分割会社及び承継会社等が講ずべき措置等	第2 分割会社及び承継会社等が講ずべき措置等	第2 分割会社及び承継会社等が講ずべき措置等	第2 分割会社及び承継会社等が講ずべき措置等	第2 分割会社及び承継会社等が講ずべき措置等
1～4 (略)	1～4 (略)	1～4 (略)	1～4 (略)	1～4 (略)
5 その他	5 その他	5 その他	5 その他	5 その他
(1) (略)	(1) (略)	(1) (略)	(1) (略)	(1) (略)
(2) 派遣労働者の取扱い	(2) 派遣労働者の取扱い	(2) 派遣労働者の取扱い	(2) 派遣労働者の取扱い	(2) 派遣労働者の取扱い
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に關する法律(昭和60年法律第88号)の規定に従い派遣労働者が分割会社に派遣されている場合であつて、当該派遣労働者に係る労働者派遣契約が当該分割会社から承継されたときには、当該承継会社等が派遣先の地位を承継することとなることから、同法第40条の2、第40条の3等の派遣労働者を受け入れる期間に係る規定の適用に當たっては、当該期間は、労働発生日前の分割会社における期間も通算して算定されるものであること。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に關する法律(昭和60年法律第88号)の規定に従い派遣労働者が分割会社に派遣されている場合であつて、当該派遣労働者に係る労働者派遣契約が当該分割会社から承継されたときには、当該承継会社等が派遣先の地位を承継することとなることから、同法第40条の2、第40条の3等の派遣労働者を受け入れる期間に係る規定の適用に當たっては、当該期間は、労働発生日前の分割会社における期間も通算して算定されるものであること。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に關する法律(昭和60年法律第88号)の規定に従い派遣労働者が分割会社に派遣されている場合であつて、当該派遣労働者に係る労働者派遣契約が当該分割会社から承継されたときには、当該承継会社等が派遣先の地位を承継することとなることから、同法第40条の2、第40条の3等の派遣労働者を受け入れる期間に係る規定の適用に當たっては、当該期間は、労働発生日前の分割会社における期間も通算して算定されるものであること。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に關する法律(昭和60年法律第88号)の規定に従い派遣労働者が分割会社に派遣されている場合であつて、当該派遣労働者に係る労働者派遣契約が当該分割会社から承継されたときには、当該承継会社等が派遣先の地位を承継することとなることから、同法第40条の2、第40条の3等の派遣労働者を受け入れる期間に係る規定の適用に當たっては、当該期間は、労働発生日前の分割会社における期間も通算して算定されるものであること。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に關する法律(昭和60年法律第88号)の規定に従い派遣労働者が分割会社に派遣されている場合であつて、当該派遣労働者に係る労働者派遣契約が当該分割会社から承継されたときには、当該承継会社等が派遣先の地位を承継することとなることから、同法第40条の2、第40条の3等の派遣労働者を受け入れる期間に係る規定の適用に當たっては、当該期間は、労働発生日前の分割会社における期間も通算して算定されるものであること。
(3)・(4) (略)	(3)・(4) (略)	(3)・(4) (略)	(3)・(4) (略)	(3)・(4) (略)